

日本国内における新型インフルエンザの状況

～在外邦人のみなさまへ～

平成21年 6月

在ウクライナ日本国大使館

1．日本における感染状況

現在の日本国内における感染状況については、国立感染症研究所・感染症情報センター（日本国内の報告数、日本の流行地（[和](#)・[英](#)））をご覧ください。また、厚生労働省等より最新の情報を入手してください。

厚生労働省新型インフルエンザ電話相談窓口：03-3501-9031（平日午前10時～午後6時）

厚生労働省（新型インフルエンザ対策関連情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

2．日本入国の際の検疫の状況

6月19日より、検疫方法が変更になりました。

すべての入国者に対して、検疫ブースの前で呼びかけを行うとともに、新型インフルエンザに関する注意事項を記載した健康カードを配付し、感染予防に留意するよう周知します。

機内検疫については、機内から有症者の通報があった場合、状況に応じて行われます。

有症者が判明した場合には、症状に応じマスク着用等の上ご帰宅いただき、自宅にて療養頂くこととなります。（ただし、同一旅程の集団で複数の有症者が認められる場合にはこの限りではありません。検疫所の指示に従ってください。）

3．新型インフルエンザ発生国・周辺地域から日本に帰国された邦人子弟等について

感染が確認された国・地域から帰国された子弟が、就学の機会が適切に確保されるよう、文部科学省としても対応しております（文部科学省新型インフルエンザに関する対応について）。詳細はお住まいの市町村教育委員会にお問い合わせ頂くか、または文部科学省にお問い合わせください。

文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口：03-6734-2957（午前9時～午後6時30分）

文部科学省（文部科学省における新型インフルエンザ対策について）

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm